

新公審査答申（個）第29号
令和5年2月28日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和4年5月10日付け、新行経第75号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和2年6月30日付け新人第415号の2により行った非開示決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 個人情報の開示請求

令和2年6月17日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、実施機関が私の事に対応したものが分かるもの（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

令和2年6月30日、実施機関は、本件請求に係る文書を作成していないとし、非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年7月6日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和4年5月10日、実施機関は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書において主張する内容はおおむね以下のとおりである。
令和2年6月3日頃、他課と同じく対応に文句等が、有るなら実施機関に訴えろ

と私を厄介払いの正当化を目的で、平成28年頃からの結託か実施機関は、事実を明らかにする為の私の相談事について、請求に係る個人情報を保有してないと、私を弄ぶ等の目的で請求に係る公文書を作成していないためと処分。非開示決定を取り付けして決定のし直しを求める。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

請求内容は、審査請求人が窓口に来られた際または電話をされた際に話した内容を当課が文書として記録することを前提に、その記録文書の開示を請求するもので、令和2年6月3日から17日までの対応については、審査請求人に関する記録文書が存在しないため、非開示決定とした。

記録文書については、審査請求人が当課に対して話した内容は、職員の懲戒処分に言及するのみで、既知の内容も多く含まれているものであること、また、必要に応じて記録文書を作成するものであることから、当課の判断で記録文書は残していないもの。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求の対象となる保有個人情報に係る公文書を作成していないことを理由に本件決定を行ったところ、審査請求人から本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、審査請求人及び実施機関の主張の妥当性について検討する。

2 本件決定の妥当性について

(1) 本件の個人情報開示請求書（以下「本件請求書」という。）には、対象とする期間を令和2年6月3日から同年6月17日までとしており、請求する個人情報の内容は、「実施機関に対応を求めたものが分かるもの。開示したものはのぞく」と記載されている。

そのため、当審査会は、対象期間における審査請求人との対応や保有個人情報について、実施機関に確認したところ、窓口や電話で対応する際に、その都度、本件請求の個人情報を記録した文書は作成していないこと、また、個人情報を開示請求されても非開示決定となることは伝えているとのことであった。

(2) 念のため、当審査会は、実施機関に、市民からの窓口や電話での対応について、その内容を記録する等の規定や事務の取扱いの有無を確認したところ、必要に応じて作成するもので、記録する規定はないとのことであった。

(3) したがって、本件請求保有個人情報が存在しないとする実施機関の説明を否定するに足りる事情は認められないことから、実施機関が行った本件決定は妥当で

ある。

- 3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和4年 8月 9日	実施機関の諮問書を受理
令和5年 1月24日	審査会開催（第1回）
令和5年 2月20日	審査会開催（第2回）

（第3部会）

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子